

近世初期の関東古義真言宗の本末制度の一考察

宇 高 良 哲

本小論では箱根金剛王院を中心として、相模地方の古義真言宗寺院が、どのような経過を辿つて本末制度を整備していたかを考察してみたい。これは私達が数年来調査を続けている京都東寺宝菩提院の資料の中に、宝菩提院と相模地方の古義真言宗寺院との間の本末争いを示す往復書翰が数通発見されているので、この資料を中心に述べてみたい。これらの資料は慶長十一年（一六〇六）に箱根の金剛王院が小田原の蓮上院と西光院の帰属化を争つた際に、金剛王院側が、それまでの後北条時代の本末関係を示す証文として本寺である宝菩提院に提出したものである。なお、後北条時代の金剛王院については、拙稿「箱根権現別当金剛王院融山について」〔『大正大学研究紀要』六十一〕を参照していただきたい。

（昭和五十年十一月一日刊）
天正六年八月三日付の東寺金剛珠院亮秀書状案（宝菩提院文書）には、

御札委曲令披見候、仍蓮上院与令申事、具ニ承候、随而先年亮惠僧正下国之砌、為直末之旨、対貴院一札被進候、其上融山副状等、

嚴重之上者、是非不及沙汰儀候、就其二三カ年以前、金剛頂寺与真福寺本末相論刻、御国之能家衆^{（北）}之由令申、以連判理候間、有緣旨從惣寺連署之筋^{（北）}於、為当所一札被下候キ、将又御影供等、法事出仕等之儀者、法流一味之寺者、互出頭在事者、於本寺茂其分候、雖然、本末有無立入事無之候、但自先々末寺相定於諸寺者、不及是非候、所詮、様子者先年之連署相見候、其上亮惠僧正下向之砌、被置定一書有之者、任其状可為理運候、猶使僧申渡候之条、不能細筆候、恐々謹言、

（天正六年）

八月三日

西光院回報

（東寺金剛珠院
亮秀在判）

とある。この頃小田原の蓮上院と西光院の間で紛争が起つていた。これは蓮上院が西光院を自分の末寺と主張していたのである。それに対して東寺金剛珠院の亮秀はこの書状の中で、西光院は弘治二年（一五五六）に先師亮惠が関東に下向したときに、東寺の直末に定めている。その上、永祿六年（一五六三）に西光院義山の師匠融山が、西光院は東寺の法

流に従うことを再確認している証文があり、西光院は蓮上院の末寺ではないといっている。このように天正六年頃まで東寺側では一貫して西光院を後押ししていたようである。

この書状案をみると、天正三、四年頃相模の大中郡岡崎の金剛頂寺と真福寺が本末を争つたとき、相模の古義真言宗寺院の能化衆が相談をして、本末關係を整理して西光院は蓮上院の末寺とすることを東寺に申入れた。それに対して東寺は從來からの契約を楯にとり国元からの申入れを拒否している。亮秀は国元の真言宗寺院が御影供等の法要に相互に出仕しあうことは東寺の場合も同様であり、国元の慣習まで立入ることはない。しかし從來からの本末關係については特別であり、西光院の場合は東寺宝菩提院亮恵との本末証文が明白であり、西光院を蓮上院の末寺とすることは認められないと反論している。蓮上院は金剛頂寺等と共に相模七ヶ寺の一つに数えられる有力寺院である。更に翌年十月四日付の亮秀・信恵連署書状案（宝菩提院文書）をみると、

小田原西光院事、可為宝菩提院直末之旨、亮恵僧正一札并融山僧正副状、在之上者、向後弥可被守彼掟事專要候、仍状如件、

天正七

拾月四日

東寺金剛珠院權大僧都亮秀判

宝菩提院大法師信恵在判

相州小田原西光院

とあり、東寺側では西光院が東寺宝菩提院の直末であること

を再確認しており、蓮上院側の主張は通らなかつた。

この蓮上院と西光院の本末争いの背景は複雑であつた。経過の詳細は前掲拙稿論文を参照願いたい。蓮上院は金剛王院の融山が晩年に兼帯した寺である。一方西光院は融山の弟子義山が止住していた寺である。両院共に宝菩提院の直末である。これは西光院が弘治二年に融山を介して宝菩提院亮恵から法流伝授をうけ、昇格して同格になつたのであるが、それ以前から両寺の間で本末争いがあつたのである。そのため亮恵と融山の歿後、両院の間で本末争いが再熟してきたのである。しかし後北条政權下の天正六年の争いは東寺側の助力によつて、西光院側の勝利に歸したのである。

次に徳川政權下の慶長十一年頃と推定される八月十二日付の箱根金剛王院義山書状（宝菩提院文書）には、

應以使僧申違候、仍先年も如申入候、小田原西光院義、亮恵僧正宝菩提院直末被仰付候間、去乱後迄愚老居住仕候、十七ヶ年以前、箱根山へ罷移候ニ付而、弟子分之者申付候処、去春死去申候、然処、当蓮上院末寺之由、拙老不可有綺之由申候、先年も蓮上院前住加様之儀被申出、本寺之御紙面ニ付而閉口被申候キ、再往之公事、以外之愚比丘存候へ共、不及了簡候間申上候、亮恵僧正以來之御書出写進上之候、御披見之上急度被仰付候而可被下候、本寺之御意違背之仁ニ候、向後モ大方ニ被仰付候者、可申掠惡僧ニ候、於此方小田原城代衆へ御証文を以申候へ共、本寺へ可申上之

由被申候間如此候、大久保相模守所へ御状被遣候而、可被下候^{（虫損）}
奉願候、恐惶謹言、

八月十二日

金剛王院義山（花押）

金剛珠院様人々御中

とある。これを見ると義山は天正十八年の豊臣秀吉の小田原攻めの頃まで、小田原の西光院に止住していたが、乱後に箱根の金剛王院に移つてゐる。義山は天正十八年に金剛王院に移住する際、西光院を自分の弟子に譲つてゐた。それが十七年後の慶長十一年に西光院の弟子分の住職が死んだので、義山が後住を決定しようとしたところ、小田原の蓮上院から西光院は自分の末寺であるから、義山が干渉してもらつては困るといわれている。これに対して義山は東寺金剛珠院亮秀に、蓮上院は以前にも、おそらく天正六年の本末争いを指すものと思われるが、前住が西光院を自分の末寺であると主張して、本寺の証文によつて敗れているのに、再び訴訟を起すような悪僧であり、国元では収拾がつかないので、従来からの由緒の証文を提出するので、本寺の方で宜しく裁許してもらいたいといつてゐる。義山は最初この訴訟を小田原城主大久保相模守忠隣のところへもつていつたようであるが、本寺の方へ訴えるようにとの指示なので、東寺金剛珠院亮秀に願い出て、しかるべく処置をして国元の小田原城主に報告してもらいたいといつてゐる。当時の宝菩提院住持は禪源であるが、従来

からの由緒によつて金剛珠院亮秀に斡旋を頼んだのであらう。一見、義山の訴えはもつともなうであるが、今回の紛争は容易に解決しなかつた。慶長十一年と思われる八月十三日付の円光寺元估書状（蓮上院文書）には、

□□主殿殿□致談合、済々申候間、可御心安候、以上、

近年管根之別当、小田原之蓮乗院・西光院両院共ニ末寺之由被申懸候、雖然、不末寺証文出申、其上曖衆御座候而相済候、西光院常住物、従別当御請取候而、蓮乗院へ御渡尤存候、如注文之面、無相違可被仰付候、別当被致一札候間、御披見候而可然存候、於様子者蓮乗院可被申候間不具、恐惶謹言、

八月十三日

円光寺元估（花押）

大久保相模守殿^{（忠隣）}

とあり、義山は蓮上院と西光院の両方とも金剛王院の末寺であると主張していた。それに対して蓮上院は自分は宝菩提院の直末であり、西光院は自分の末寺であると主張して、両者は対立していた。義山はすでに西光院は自分の末寺であるといつて財産を没収してしまつてゐた。そのため本末争いの公事になりそうなところを、曖衆（仲介者）、おそらく亮秀と思われるが、出て示談となつた。しかし今回の示談により財産を蓮上院に返却することに決められてゐる。更に十二月五日付の東寺宝菩提院禪源書状（蓮上院文書）をみると、禪源は再度小田原城主大久保忠隣に義山から西光院の家財を取り戻して

くれるように頼んでいる。これを見ると示談とはいいながら、今回の裁許では蓮上院側の主張が通り、実質的には金剛王院義山側が敗れたことになる。ここで注目されることは、西光院はかつて弘治二年に東寺宝菩提院亮恵と箱根金剛王院融山の契約により、宝菩提院の直末になつた寺である。しかも西光院はその後も融山の弟子義山が住職をしていた。更に天正十八年に義山が金剛王院に移るときに自分の弟子を後住に任命しても問題がなかつた程、金剛王院融山・義山と密接な寺である。それが慶長十一年頃になると、かつて金剛王院融山が兼帯していた小田原城下の蓮上院の勢力が伸張して、西光院を蓮上院の末寺化している。そして西光院と宝菩提院の本末関係を楯にとり、金剛王院義山の干渉を排除しようとしている。宝菩提院と西光院の本末関係の成立過程をみると、西光院を金剛王院が支配するのは当然のように思われるが、近世初期になると、西光院と金剛王院の人的な結び付きは否定され、東寺宝菩提院直末という格式だけが優先して、西光院は金剛王院義山の支配下から離れている。しかし十二月五日付の禅源書状の中で述べられているように、西光院と蓮上院は共に宝菩提院の直末であり、原則的には両寺の間に本末関係は存在しないはずである。しかし蓮上院は早くから西光院を自分の支配下寺院と主張している。そして今回の裁許では蓮上院は金剛王院の干渉を排除して実質的に西光院を末寺化

することに成功したようである。これは当時の金剛王院が、かつて小田原の後北条氏と密接な関係にあつたためか、徳川新政権とはあまり親密でなかつたらしく、慶長十七年頃と推定される七月十二日付の本多正純書状（金剛王院文書）をみると、天正十八年四月の豊臣氏と後北条氏の箱根山中の戦いで戦乱に巻き込まれて焼失した堂舎の再興もままならなかつたようである。そのため山中の金剛王院に代り、小田原城下の蓮上院が勢力を伸ばしてきたのであろう。少し時代の下る史料であるが、寛永十年（一六三三）の『関東古義真言本末帳』（『大日本近世史料』「諸宗末寺帳」上）をみると、蓮上院は宝菩提院直末とあるが、西光院は蓮上院の末寺と記されている。一方、金剛王院は仁和寺末とされており、いつの時点からか、金剛王院は宝菩提院との交流を断ち、仁和寺の末寺となつていたのである。これがいつのことであるか明白でないが、寛永十年の本末帳の原型は、すでに慶長十一年の両者の本末争いにもその一端が窺われる。このように近世初期の関東古義真言宗の本末関係は不安定であり、法流伝授を中心とした人間関係や幕府との結び付きの強弱によつて本末関係が移動していた。しかし江戸時代になると他の宗派と同様に法流や人間よりも寺格が優先することになつていったのである。